

事務連絡
平成 22 年 3 月 30 日

各都道府県コミュニティ担当課 }
各市区町村コミュニティ担当課 } 御中

総務省自治行政局 地域力創造グループ
コミュニティ・交流推進室

地域協働体構想検証事業についてのお知らせ

平素より、コミュニティ行政にご尽力いただきありがとうございます。

さて、総務省では平成 22 年度に地域協働体構想検証事業を行うことになりました。当事業では、4～5 程度の市町村を対象として実態調査を行う予定です。つきましては、同調査事業にご協力をお願いできる市町村等におかれましては、平成 22 年 4 月 28 日（水）までに担当課にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、コミュニティ関連施策につきましては、平成 22 年度より自治行政局住民制度課に移管されることとなりましたので、当事業も住民制度課で行うこととなります。ご連絡につきましても下記住民制度課の連絡先をお願いいたします。

記

○地域協働体構想検証事業

（１）趣旨

今後、地域コミュニティ等と地方自治体が協働する新しい地域経営に向け、地域コミュニティやNPO、その他の団体等の多様な主体が力強く公共を担う仕組みを形成し、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域力を創造する取組を促進する必要があることから、地域における公共的サービス提供の核となり、地域コミュニティ組織など地域の多様な主体による公共的サービスの提供を総合的、包括的にマネジメントする組織（地域協働体）の構築を推進する。

（２）事業内容（予定）

「地域協働体」の立ち上げに取り組む地域の状況、課題及び課題に対する対応方法等に係る調査研究を実施する。

具体的には、全国で 4～5 市町村を対象に、当該市町村内における「地域協働体」の

構築過程について調査を行う。

調査事項としては以下のようなものを想定している。

- ① 活動内容、体制
- ② 地域協働体構築の契機、構築の経過
- ③ 行政との関わり（地域自治区制度がある場合、地域自治区との関わりを含む。）
- ④ 地域協働体構築の各段階（構築準備段階、構築直後、構築初年度、構築2年目以降 等）における課題とそれに対する方策
- ⑤ 地域協働体構築の各段階における必要資金と調達方法
- ⑥ その他地域協働体構築推進のために調査しておくべき事柄

（3）調査対象

- ①調査対象は、平成22年度において地域協働体の立ち上げを予定している、又は、過去1～2年以内に立ち上げた市町村。
- ②全国で4～5程度の市町村を対象とし、地域の特徴等（大都市、中小都市、農山漁村 等）に偏りがないようにする。また、地域協働体立ち上げの取組みの進捗状況（（例）これから立ち上げる地域、立ち上げ後1～2年の地域 等）も考慮する。

（4）連絡先（担当課）

総務省 自治行政局 住民制度課（平成22年4月1日以降）

03-5253-5517